別記様式第十一号記載要領６注２関係前段を削り、同注後段中「変更」を「事項」に改め、同記載要領６注２関係⑤の前に次のように加える。

⑷　完成業務収入及び完成業務原価の認識基準、決算日における業務進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載すること。

別記様式第十一号記載要領６注12関係中「注11」を「注17」に改め、同注関係を同注18関係とし、同記載要領６注11関係中「第186条第４号」を「第158条第４号」に改め、同注関係を同注17関係とし、同注８関係中「第140条第４項」を「第112条第４項」に改め、「重要性の乏しい取引」を「関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引」に改め、「⑴関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。」を削り、同注関係②中「執行役、会計参与又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改め、同注関係③の次に次のように加える。

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

別記様式第十一号中記載要領６注８関係を同注14関係とし、同注関係の次に次のように加える。

注15関係　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

別記様式第十一号記載要領６注７関係中「リース料総額、当期リース料、未経過リース料を資産の種類別」を「定性的」に改め、同注関係を同注11関係とし、同注関係の次に次のように加える。

注12関係　重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13関係　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は記載することを要しない。

別記様式第十一号中記載要領６注６関係を同注10関係とし、同注５関係中④を削り、同注５関係中③を次のように改める。

⑶　事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載すること。

別記様式第十一号記載要領６注５関係を同注９関係とし、同注４関係①中「業務進行基準」を「工事進行基準」に改め、同注関係を同注８関係とし、同注３関係②中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注関係④中「執行役、会計参与又は監査役」を「監査役又は執行役」に改め、同注関係⑤の次に次のように加える。

⑹　同一の請負契約に関する未成業務支出金と業務損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成業務支出金の金額のうち業務損失引当金に対応する金額を、未成業務支出金と業務損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成業務支出金の金額を記載すること。

別記様式第十一号記載要領６注３関係を同注７関係とし、同注２関係の次に次のように加える。

注３関係　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４関係　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

注５関係　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６関係　会社計算規則第２条第３項第64号に規定する誤謬（びゅう）の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該誤謬（びゅう）の内容

②　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

別記様式第十六号ニ記載要領４中「社団法人日本補償コンサルタント協会」を「一般社団法人日本補償コンサルタント協会」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成二十六年五月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の補償コンサルタント登録規程別記様式第八号から第十一号までは、平成二十五年五月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百六十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件（平成十二年国土交通省告示第千二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

第三号中「受けるもの」の下に「又は電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物であるもの」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。